浜田聡議員事務所　御中

総務省に質問を行いたく、お手助けを賜れば幸いです。
＊＊＊
総務省
ご担当各位

令和6年9月21日

1）要請する放送のうち、「**放送事項（人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に 係る重要事項その他の国の重要事項にかかるものに限る）**」と記される要請放送については、避難を必要とする災害、戦争の他にも、当然の目的があると伺える内容でございます。
総務省では、他の目的について、どのような事態に於いて、どのような放送を行うことが必要で相応しいと想定されているか、具体的な事例をお挙げになり、ご教示くださいませ。

2）**協会の放送番組の編集の自由に配慮**とございますが、総務省は要請を行うのみで、請け負う公共放送のNHKが、独自の判断にて時には外交姿勢の公式表明ともなる国際放送を取り仕切っていると考えられる文面でございます。
実際に、総務省が指導などを行うことはないとも読み取れます。
仮に、指導を行うことがあれば、どのような事態が発生した場合か、ご教示くださいませ。

3）総務省の要請放送管理体制についてお伺いいたします。
委託先NHKに編集を全て任せ、仮に総務省の編集に関する関与がない場合でも、「歴史認識・領有権問題、または国際法的に無効である場合を含み他国からの領有権の主張はある場合など」を中心とする国益に直結する事項の表現について、総務省が把握されている状況ご教示くださいませ。
事例として、国際放送要請の前提となる「**ガイドライン**」は存在しますでしょうか。
存在するのであれば、これらの事項については、外務省・文科省等とも着地点を見出し、基準を明確にされておりますでしょうか。どのような部署または機関が定め、どのくらいの期間を置いて、見直しを行われているのかを、ご教示くださいませ。

以上、ご返信を賜れますよう、よろしくお願い申し上げます。

以下参照したもの

国際放送等の現状

令和6年5月10日 公共放送WG事務局
33ページ

https://www.soumu.go.jp/main_content/000945830.pdf
（国際放送の実施の要請等） 第六十五条　総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に　係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。２ 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。 ３ 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。４・５（略）

令和6年度国際放送等実施要請及び日本放送協会の回答
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000283.html

＜関係報道資料＞
○日本放送協会に対する令和6年度国際放送等実施要請
URL：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000281.html

連絡先
連絡先：情報流通行政局放送政策課
担当：根岸補佐、岩田係長、中村係長、成毛官
電話：03－5253－5777

参照のための部局一覧（国際放送関連事務を行う情報流通行政局内の部署）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_ryutsu/yakuwari.html
組織の名称　　情報流通行政局
所掌事務
情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進。
放送に係る情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律。
情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進。
国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進。
情報通信作品に係る情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備。
情報の電磁的流通の規律及び振興。
放送業の発達、改善及び調整。
郵政事業に関すること。
郵便認証司に関すること。
信書便事業の監督に関すること。
条約又は法律で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。
印紙の売りさばきに関する業務に関すること。
等
組織の名称　　局長

組織の名称　　情報通信政策課
所掌事務
情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進。
情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備。
情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るもの。
国際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括。
国際戦略局等の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括。
情報通信審議会の庶務。
等
総括部所の電話番号　03-5253-5482

組織の名称　　情報通信経済室
所掌事務
情報の電磁的流通の規律及び振興に関する経済に関する総合的な研究及び調査。
情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な情報の収集、分析及び提供。
国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官の所掌事務に関する統計。
総括部所の電話番号　03-5253-5720

組織の名称　　情報流通振興課
所掌事務
情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進。
国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進のうち電気通信事業者に係るもの。
特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の施行に関すること。
中小企業等経営強化法の施行に関すること。
情報の電磁的流通の規律及び振興。
等
総括部所の電話番号　03-5253-5748

組織の名称　　国際放送推進室
所掌事務
国際放送に係る無線局免許等関係事務
国際放送に該当する一般放送の施設の使用の規律。
国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進。
放送業のうち国際放送に関するものの発達、改善及び調整。
総括部所の電話番号　03-5253-5798